

一般国道 304号	南砺市下梨字馬駈場1217番1から 南砺市下梨字馬駈場1217番1まで	変更前		最大 11.4 最小 11.1	9.2	砺波土木 センター
	南砺市下梨字馬駈場2147番から 南砺市下梨字馬駈場2147番まで	変更後		最大 14.0 最小 13.7	9.2	

富山県告示第139号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 304号	南砺市下梨字馬駈場2147番から 南砺市下梨字馬駈場2147番まで	令和5年3月27日	砺波土木 センター

富山県告示第140号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求め
るための届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求め
るための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第5条第2項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び下新川郡朝日町宮崎1353番地、朝日町漁業協同組合において、令和5年3月27日から令和5年4月10日まで縦覧に供する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

発起人の氏名及び住所	加入区	その他
水島 昭二 下新川郡朝日町宮崎1155番地1 長谷川 忠雄 下新川郡朝日町赤川1580番地	朝日加入区 下新川郡朝日町（泊、東草野、大屋、横尾、沼保、荒川、道下、平柳を除く。）の区域	朝日町漁業協同組合に対し、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする。

富山県告示第141号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画道路事業
3・4・257号 西荒屋黒崎線
- 3 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間

平成20年6月25日から令和10年3月31日まで

富山県告示第142号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画道路事業

3・4・14号 松原柴田屋線

3 事業地

(1) 収用の部分 富山県南砺市松原新字上清蔵島並びに福野字貝川島、福野字新町、福野字上町、福野字大畑島及び福野字浦町地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成26年5月23日から令和6年3月31日まで

富山県告示第143号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

- 1 公の施設の名称
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県総合体育センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県高岡総合プール
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
県営富山武道館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山市体育協会 富山市湊入船町12番1号
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

富山県告示第147号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関

する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
県営高岡武道館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人高岡市体育協会 高岡市古城1番8号
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

富山県告示第148号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
県営富山弓道場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第149号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり

指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県福光射撃場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
庄川自動車株式会社 砺波市庄川町金屋6番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第150号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県スキージャンプ場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
大山観光開発株式会社 富山市原55番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第151号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県漕艇場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第152号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県上市カヌー競技場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第153号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県西部体育センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第154号

土地改良区の定款変更の認可について

新保用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年1月16日認可した。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第155号

土地改良区の定款変更の認可について

早月川沿岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年2月21日認可した。

令和5年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第156号

土地改良区の定款変更の認可について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 5 年 3 月 1 日認可した。

令和 5 年 3 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第157号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

上市町土地改良区から申請のあった定款変更及び郷柿沢地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、令和 5 年 2 月 27 日認可した。

令和 5 年 3 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第158号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営にいかわ広域 1 期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営にいかわ広域 1 期地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年 3 月 27 日から

令和5年4月24日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所、滑川市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県公安委員会告示第25号

特定講習の休止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和5年3月27日

富山県公安委員会委員長 林 和 夫

- 1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名
 - (1) 指定講習機関の名称 学校法人 南砺自動車学校
 - (2) 指定講習機関の住所 富山県南砺市高宮6480番地
 - (3) 指定講習機関の代表者氏名 綿貫 雄介

富山県公営企業管理規程第2号

富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員就業規則（昭和37年富山県営電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第1項第4号、第7条第3項及び第13条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

（その他）

第30条 職員の就業条件等については、この規程に定めるもののほか、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

（企・経営管理課）